

(12) 養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

老高発0702第1号
令和元年7月2日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。

また、養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、御了知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。

その間、平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

また、昨年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。

(1) 対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

(2) 範囲

定員の20%の範囲内

(3) 財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

2. 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備・運営基準」という。）第28条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

この点、平成28年4月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第4条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

（1）取組の内容

社会福祉法第24条第2項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり

（2）財産処分の取扱い

（1）の地域における公益的な取組を行う場合には、利用定員を減少させず、かつ、設備・運営基準を遵守した上で、本来の業務に支障を及ぼさない範囲であれば、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について

(昭和39年2月11日 社施第5号
神戸市民生局長あて 施設課長回答)

昭和38年12月7日神戸保第732号をもって照会のあった標記については、次のとおりであるから了知されたい。

1 照会記の1について

養護老人ホームへの収容又は収容の委託の措置は、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第4の1に定める基準に適合する場合に行なわれるものであり、設例の場合も、当該基準に適合する限り、前記の措置が行なわれるべきである。

この場合、措置の実施機関は、軽費老人ホームを利用しうると判断される者に対してその旨を教示すべきものであるが、これに従わないことの故をもって前記の措置を行なわないことがないように留意すべきである。

なお、養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる者は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第2号又は同条第2項による被措置者以外の者である。

2 照会記の2について

(削除)

3 照会記の3について

費用徴収が行なわれる被措置者について同時に生活保護法による入院外医療扶助が適用された場合は、その者にかかる収入については、昭和38年8月1日社発第525号社会局長通知第6の(4)のアに規定するところにしたがい、生活保護法による最低生活費に充当されることとなるので、その者にかかる費用徴収については、当該保護受給期間中A階層に属するものとし取り扱うべきである。また、被措置者が、医療扶助によらず、通院して診療を受ける場合は、一般的に前記のような措置を講じる必要は認められないであろうが、特に費用徴収に支障をきたす実情にある者の取扱いについては、昭和38年8月1日社施第27号本職通知別紙の第14問及びその答を参照されたい。

4 照会記の4について

葬祭又は葬祭の委託の措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいないときに行なわれるものであるため、設問のようにその葬祭を行なう者がいるときは、老人福祉法による措置は行なわれないものである。

5 照会記の5について

前記4にいう措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいるか否かによってその要否を認定するものであって、葬祭を行なう者の費用負担能力の有無等によるものではない。なお、当該葬祭を行なう者が要保護者であるときは、生活保護法による葬祭扶助が行なわれるものであるから念のために申し添える。(昭和38年11月29日社保第85号社会局保護課長通知別紙の問4及びその答参照のこと。)

6 照会記の6について

設問の停止の処分は、養護老人ホーム等に収容され、又は養護受託者に委託されている被措置者が一時的に当該老人ホームを退所し、又は養護受託者の家庭を出た後、若干期間を経て、当該老人ホーム等に帰来することが明らかに予想される場合等においてこれを行なうこ

とが予定されているものであるが、現在の取扱いにおいては、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第8により行なうこととされている。

7 照会記の7について

貴見のとおりである。ただし、不作為に対する不服申立てができるのは、行政不服審査法第2条第2項の規定にてらし、市長が規則において措置の申請について定めている場合に限られるものと解される。

8 照会記の8について

法第11条第5項に基づき都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長がその管理に属する行政庁に限り委任することができる事務は、法第11条第1項から第3項までに規定されている措置についての直接的な事務のみでなく、法第27条及び法第36条に規定されているような間接的な事務をも含むものである。したがって、設問にいう遺留金品の処分の事務については、法第11条第5項に基づき委任することができる。

(照会)

(昭和38年12月7日 神戸保第732号
施設課長あて 神戸市民生局長照会)

老人福祉法の施行につき種々御指導いただいておりますが、次の諸点につき疑義がありますので御教示願いたく照会いたします。

記

- 1 相当額の収入（公務扶助料等）又は資産のある者の入所措置については本来的には軽費又は有料老人ホームに入所すべきであろうが、対象施設が少ないため実際的には、養護老人ホームで措置しなければならない場合、その措置方法として
 - ① 老人福祉法による被措置者として全額公費でみるべきか（費用徴収基準では非徴収となる場合）。
 - ② 所謂自由契約の被措置者として措置費全額を本人の負担とすべきか（資産のなくなるまで）。
 - ③ ①として措置する場合、昭和30年5月厚生省社発第72号通知に示された被措置者の割合が80%云々の基準以外の者とはどういう場合が考えられるか。
- 2 費用徴収を徴収基準表どおり行なう場合、納税世帯員が2名以上ある場合は、納税額を合算して適用することは問題が多いと思われるが、あくまでも全部合算すべきか。
- 3 費用徴収対象の被措置者が、その徴収金額の範囲内の通院医療を必要とする場合徴収金はどうか（徴収金を0として生保を適用すべきか、徴収金を減額して医療費に充当すべきか）。
- 4 出身世帯のある場合、所謂、葬祭執行者がある場合の葬祭費の負担の原則は、出身世帯にあるか、老人福祉法でみるべきか。
- 5 葬祭執行者が費用負担能力がない場合、老人福祉法で支出するとすればその負担能力がないと判定する認定基準はどうあるべきか。また一部負担もありうるか。
- 6 法施行細則の準則第4条の「停止」とは如何なる場合か（事務費のみ支給する短期入院が該当するのか、またそのほかにもありうるか）。
- 7 措置申出書を作成した場合、その申出書に関する不服申立（不作為も含めて）は成立するか。また、措置非該当の場合却下の方式をとるべきか。
- 8 遺留金品の処分については従来生保では保護法により福祉事務所に委任していたが、老人福祉法では委任の規定がないので地方自治法第153条により事務委任を行なうべきなのか。

(13) 養護老人ホームにおける契約入所に関するQ&Aについて

事務連絡
令和2年3月30日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当課（室）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

養護老人ホームにおける契約入所に関するQ&Aについて

養護老人ホームにおける契約入所については、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、その取扱いをお示ししているところです。

今般、複数の都道府県等から寄せられた事項について、Q&Aとしてとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村を通じて各養護老人ホームに周知いただきますようお願いいたします。また、指定都市及び中核市におかれましては、各養護老人ホームに周知をお願いいたします。

問1 契約入所の通知発出により、措置権者である市区町村が、本来、措置すべき者を措置しなくなる恐れがあるのではないかと、養護老人ホームから意見があるが、厚生労働省の考えを教えてください。

(答)

- 「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」(令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「本通知」という。)においては、定員に対して20%の範囲内であれば、契約入所が可能であることを再周知したものである。
- 本通知においては、契約入所に当たって、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮する、としており、必要な者に対する措置制度の適切な活用が前提となるものである。

問2 今後、厚生労働省として、契約入所を積極的に推進していくのか。

(答)

- 養護老人ホームの在所率は、平成30年10月1日時点で、89.4%となっており、地域によっては、必ずしも高くなく、空床が生じているケースもあると承知している。
- 一方で、平成29年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、平成30年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。
- このような養護老人ホームにおける空床の状況や期待される役割を踏まえ、契約入所の取扱いをお示ししたものであり、措置入所に支障がないよう配慮した上で、取り組んでいただきたい。

問3 契約入所を取り組むに当たっての契約書は、各養護老人ホームが独自に作成する必要があるのか。

(答)

- お見込みのとおり、契約書については、各施設において作成する必要がある。

- なお、関係団体において、契約書のひな形を作成しているので、参考とされたい。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>

問4 契約入所の利用料は、措置入所の措置費と同額でも差し支えないのか。

(答)

- お見込みのとおり、利用料は、各施設や地域の実情により、設定することとなり、お尋ねのとおり、措置費と同額とすることでも差し支えない。

- なお、関係団体において、契約入所の参考事例を収集しているので、参考とされたい。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ

URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>

(14) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

老高発1224第1号
令和3年12月24日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、軽費老人ホーム事務費補助金は平成16年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成17年度に、それぞれ一般財源化され、現在は地方交付税措置が講じられています。

一般財源化されて以降、各自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

こうした中、本年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、別紙のとおり、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、今般の令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっておりませんが、その業務内容は介護職員の業務内容に類似していることなどから、必要な処遇改善を図ることが重要であると考えており、老人保護措置費に係る支弁額等について、適切に改定いただくようお願いします。

なお、この改定に伴い生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされております。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

①看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

また、医療、介護・障害福祉、保育の人材育成・確保の更なる支援に取り組む。

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

⁴⁹ 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(15) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について

事務連絡
令和4年2月10日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、必要な処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方

- 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっていないが、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講じることとされている。

介護職員の処遇改善については、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を講じることとされ、また、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることとされていることなども踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、適切な対応をお願いします。

II. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の例

- 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料の改定方法を以下のとおり示すが、これらに限らず、各自治体において適切な改定をお願いします。

1 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について

(1) 基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、支弁額を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目

ア 老人保護措置費支弁基準では、支弁額は次のような費目に区分されている。

- | | |
|---|--|
| 1 | 事務費 |
| | (1)施設(月額) |
| | ア 一般事務費(人件費及び管理費) |
| | イ 特別事務費(寒冷地加算、夜勤体制加算、単身赴任手当加算、民間施設給与等改善費、その他各種加算等) |
| 2 | 生活費 |
| 3 | 移送費 |
| 4 | 葬祭費 |

イ 今回の養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定は、職員の処遇改善(賃金改善)に係るものであるため、「一般事務費」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「特別事務費」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の増額幅

ア 老人保護措置費支弁基準における支弁額の「一般事務費」は、入所者1人当たりの基準額が定められている。基本的には、各養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額が、職員1人当たり月額9,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの支弁額(措置費)でみたときに、どの程度増額すべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

① 対象職員数(月平均)

- ・ 各月の支援員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する支援員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

② 処遇改善総額(月額)

- ・ 「対象職員数(月平均)」×9,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

- ・ 「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。
- 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見

込み数によって調整する。

- c) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、この計算によって職員1人当たり月額9,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

2 軽費老人ホームの利用料の改定について

(1) 基本的な考え方

軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、利用料等を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、軽費老人ホームの利用料を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 軽費老人ホームの利用料を増額する費目

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準では、利用料は次のような費目に区分されている。

※ ケアハウスの場合

(1) サービスの提供に要する費用（事務費）

※サービスの提供に要する費用は、「入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額」を上限とする

※サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用から、「本人からの徴収額」を差し引いた額とする。

ア サービスの提供に要する基本額

イ 各種加算額等（寒冷地加算、単身赴任手当、民間施設給与等改善費、その他各種加算等）

(2) 生活費

(3) 居住に要する費用

イ 今回の軽費老人ホームの利用料の改定は、職員の処遇改善（賃金改善）に係るものであるため、「サービスの提供に要する基本額」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「各種加算額等」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 軽費老人ホームの利用料の増額幅

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準における事務費の「サービスの提供に要する基本額」は、入所者1人当たりの基準額が定められている。基本的には、各軽費老人ホームにおける事務費が、職員1人当たり月額9,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの事務費でみたときにどの程度増額されるべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費（サービスの提供に要する基本額等）に加算することが考えられる。

① 対象職員数（月平均）

- ・ 各月の介護職員数（常勤換算）から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

- ・ 「対象職員数（月平均）」×9,000円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

- ・ 「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数（年平均）」を求める。
- b) 対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- c) 各自治体の軽費老人ホーム利用料等取扱基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、この計算によって職員1人当たり月額9,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

(参考資料 1) 略 (令和 3 年 12 月 24 日老発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
※このマニュアル P. 182～183 に掲載

(参考資料 2)

(参考資料 2)

令和 4 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について<抄>
(令和 4 年 1 月 24 日総務省自治財政局財政課事務連絡)

(別 紙)

第 3 予算編成上の留意事項

- 25 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(16) 令和5年度補正予算等を踏まえた、老人保護措置費に係る支弁額等の取扱いについて（情報提供）

事務連絡
令和5年12月5日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和5年度補正予算等を踏まえた、老人保護措置費に係る
支弁額等の取扱いについて（情報提供）

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

本年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乘せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行うこととしております。当該措置を踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員への対応方について、複数の自治体より問い合わせをいただいているところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象にはなっておりませんが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に必要な処遇改善を図ることが重要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の見直しに向けて、必要な準備をお願いします。

更に、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、令和6年度介護報酬改定に向けた議論が行われているところです。老人保護措置費に係る支弁額等についても、介護報酬改定を踏まえた対応が各地方自治体にて適切に行えるよう、今後、報酬改定の内容について周知することも検討しております。

なお、毎年の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でも周知、依頼しておりますが、

- ・ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であることから、適時適切な財政支援の実施を行うこと
- ・ 養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握、所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者に対する措置制度の適切な活用を行うこと

など、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進についても、引き続きご理解とご協力をお願いします。

(17) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

老高発0111第1号
令和6年1月11日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和6年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、消費税率5%から8%引

上げ分のみ実施（8%から10%は未実施）、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことをお願いする。

2 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

(1) 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について

昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行うこととしている。（対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いする。

また、介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、各地方自治体の判断で令和6年2月より支弁額等の改定を行う、または4ヶ月分に相当する支弁額等の改定を令和6年度中に行うことも可能である。

(2) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について

令和6年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙2のとおりとなったところである。

サービス種別毎の単位数の改定については今後検討していくこととしているが、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう、支弁額等の改定をお願いする。

特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いする。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（居住費）を1日あたり60円引き上げること（施行時期：令和6年8月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費についても改定をお願いする。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いします。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いします。

4 その他

なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされている。

養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いします。

別紙1

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	569 市町村 (75.8%)	256 市町村 (36.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	30 市町村 (4.0%)	348 市町村 (48.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	54 市町村 (7.2%)	60 市町村 (8.4%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	75 市町村 (10.0%)	39 市町村 (5.5%)
未回答	23 市町村 (3.1%)	8 市町村 (1.1%)

軽費老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	123 自治体 (96.1%)	64 自治体 (50.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	0 自治体 (0.0%)	60 自治体 (46.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	1 自治体 (0.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
未回答	1 自治体 (0.8%)	—

2 消費税率の引上げに伴う改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	589 市町村 (78.4%)	116 自治体 (90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	18 市町村 (2.4%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 市町村 (2.8%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	92 市町村 (12.3%)	7 自治体 (5.5%)
未回答	31 市町村 (4.1%)	1 自治体 (0.8%)

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
消費税率5→8%引上げ分のみ実施(8→10%は未実施)	15 市町村 (2.5%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率8→10%引上げ分のみ実施(5→8%は未実施)	191 市町村 (32.4%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率5→10%(5→8→10%)引上げ分を実施	379 市町村 (64.3%)	61 自治体 (52.6%)
未回答	4 市町村 (0.7%)	1 自治体 (0.9%)

別紙2

介護報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。